

文教福祉委員会 送付6-32

障害者の住宅確保に関する千代田区の対応についての陳情

受付年月日 令和6年7月4日

陳情者 提出者 1名

障害者の住宅確保に関する千代田区の対応についての陳情

○はじめに

以下に記載した内容について、私は住宅課と福祉総務課も自身の支援ついで連携機関の一つであり、適切な連携を図るよう直接相談をしてきた。住宅課に関しては、結果として自身の関係者会議に出席してもらったが、福祉総務課に関してはすべて無視または拒否されてきた。一方住宅課は、区営住宅等の優先資格の基準の拡充を相談した際に「福祉の観点からは住宅課ではなく、福祉関係部署に言え」と主張している。私は、住宅関連と福祉というのは密接に関係しており、密な連携が必要不可欠であると思っている。直接的な相談ではこれ以上意味をなさないと考え、下記内容を文書にて主張する。

○千代田区区営住宅・区営高齢者住宅申し込みのしおりにおける優遇資格の基準について

標題における優遇資格の「優遇6 心身障害者世帯および原爆被爆者」の項目において、③「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者」との記載がある。

一方、「所得基準表の障害者等世帯とは・・・」の項目について「(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）」との記載がある。

私は障害者厚生年金2級を受給しており、精神保健福祉手帳3級であるが、一般的に障害者厚生年金の等級と精神障害者保健福祉手帳の等級は近い程度であると言われている。よって、所得基準表の障害者等世帯における対象となると考えているが、千代田区住宅課は優遇資格の基準については精神保健福祉手帳2級以上でないからという理由で優遇資格を認めていない。これは千代田区が精神障害者保健福祉手帳3級を軽視すると同時に、意図的に2級程度と障害者厚生年金において判定された者や精神障害者保健福祉手帳3級取得者を排除している。

千代田区が発行している障害者福祉のしおりにおいては、区営住宅と区民住宅の優遇資格についての記載がある。この中で、区民住宅の優遇資格について「3. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方」との記載がある。これは、千代田区が低所得者層を意図的に排除していると感じている。

以前、住宅課に申請書類の提出をしようとした際、自身は障がい特性に起因した書類への記載の難しさがあるのにも関わらず、代筆をすることを拒まれたことがある。住宅課は障がい者等の合理的配慮を必要とする区民とも多く関わる部署であるにも関わらず、理解を示さず、拒否された。また、書類の提出に際し、直接提出をしようとしたが「受け取り



窓口は外部に委託しているため、対応できない」と言われた。生活保護を受給している立場である中、やむなく切手代を負担する事となった。このように、住宅課は福祉的観点を軽んじている部署であると認識している。

千代田区 HP における居住支援協議会のページにおいては「家賃滞納、近隣トラブル、孤立死への不安などから家主の承諾が得られにくかったり、保証人の確保が困難だったりするため、賃貸住宅に入居しづらい方々がいます。区ではこれらの住宅確保に配慮が必要な方々や民間賃貸住宅の賃貸人双方に対して必要な支援策を検討するため、不動産関係団体などと連携して住宅セーフティネット法（「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成 19 年制定））に基づく「居住支援協議会」を、平成 28 年 7 月に設置しました。」との記載がある。しかし、千代田区の現状を鑑みると、高齢者住宅こもれびの設置のみに留まっており、障害者に対するセーフティネット住宅の整備を一切行っていない。千代田区は「住宅確保要配慮者」から障害者を排除していると考えている。

地域福祉計画 2022 においては、計画策定の趣旨として“「千代田区地域福祉計画 2016」の策定から概ね 5 年が経過したことを踏まえ、従来の縦割りの公的支援のしくみでは対応しきれないケースも増える中、法改正に基づく包括的支援体制の強化と、区民、地域団体、行政が互いに協力・連携して地域福祉を推進する新たな方針を策定します。”との記載がある。千代田区が掲げている重層的支援体制を整備するためには、千代田区障害者福祉課、福祉総務課、住宅課、生活支援課、保健所等が連携し、上記の課題に対応する責任があるのではないか。

千代田区による明確な根拠等の説明を行うと同時に、千代田区における障害者も含めた住宅確保要配慮者への環境整備および改善を強く求める。

以上